

JASPAR

ワーキンググループ運営規程

(目的)

第1条 本規程は、ワーキンググループ(以下、「WG」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 ワーキンググループは、幹事会員、正会員の法人、団体、機関の役員もしくは従業員および学会会員で構成する。

2 各WGの構成員は幹事会員および参加した正会員の中より主査1名と副主査1名以上を選出し、理事会の承認を受ける。

3 主査は、構成員名簿を作成し運営委員会に報告する。

4 正副主査の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

5 主査は、WGの業務を統括するとともに、諸規程の定めに基づいて必要な業務を実施する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査不在の場合にはその職務を代行する。

7 主査は、必要に応じて事務局員の参加を要請することが出来る。

(開催)

第3条 WGは、構成員のいずれかの請求により開催する。

(定足数)

第4条 WGは、構成員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

(規格文書等の審議)

第5条 WGにおける規格文書等の審議は、「規格文書等管理規程」および「規格文書等作成要領」に従って行わなければならない。

(決議の方法)

第6条 WGの議事は、出席した幹事会員および正会員の構成員の過半数の賛成によりこれを決する。

2 可否同数の場合は主査がこれを決する。

(議事録)

第7条 主査は、審議結果を記録した議事録を作成し、保管する。

(ワーキンググループ参加誓約書)

第8条 WGに参加する会員は、事前にワーキンググループ参加誓約書を代表理事に提出しなければならない。

2 ワーキンググループ参加誓約書の様式は別に定める。

(チームおよびサブチームの設置)

第9条 各WGの主査は、当該WGの下部組織としてチーム、その下部組織としてサブチームを置くことができる。

2 各WGの主査は、当該WGの決議に基づき、前項のチームおよびサブチームの審議に必要な構成員を当該WG構成員から選任する。

3 各WGの主査は、当該WGの決議に基づき、チームリーダー1名をチーム構成員から、サブチームリーダー1名をサブチーム構成員から選任する。

(施行)

第10条 本規程は2021年1月1日から施行する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。

改訂履歴

2006年4月1日 (第7条 運営委員会の権限語句変更)

(第13条1項 WG内の秘密保持語句追加)

(第14条2項 読点追加)

(第15条3項 秘密保持義務の根拠規程補足)

(第16条 語句変更)

(第17条 関係知的財産権の報告義務削除)

(第15条 タスクフォースの設置条文追加)

2009年4月1日 (第1条 名称の変更)

2009年6月23日 (第3条 運営副委員長の定員変更)

2018年4月13日 (第9条 WG副主査の定員変更)

2018年6月7日 (第9条2項 主査、副主査の承認期間の変更)

2021年1月1日 (運営委員会・ワーキンググループ運営規程より、ワーキンググループ運営規程を分離独立)

(第2条 知的財産権の定義を削除)

(第13条 秘密保持に関する規定の削除)

(第15条 タスクフォースの名称変更)